

おさえておきたい

基本判例

第6回

産業保健スタッフ必携!



自衛隊員が、同僚が運転する車に轢かれて死亡した事案について国の安全配慮義務違反が認められ、使用者の安全配慮義務の概念を確立させる契機となった例

自衛隊八戸車両整備工場事件

最高裁第三小法廷 昭和50年2月25日判決 (民集29巻2号143頁)
東京高裁 昭和48年1月31日判決 (民集29巻2号165頁)
東京地裁 昭和46年10月30日判決 (民集29巻2号160頁)

安西法律事務所 弁護士 木村恵子

ポイント

本判決で、最高裁は、国が信義則上の義務として、公務員(自衛隊員)に対して安全配慮義務を負うことを初めて認めた。その後、安全配慮義務は、民間企業における労働契約関係についても認められ、判例法上確立したものとなった。これを受けて、平成19年に制定された労働契約法でも、「労働者の安全への配慮」が使用者の義務として規定されるに至り¹⁾、現在では、安全配慮義務は、同条に基づき、労働契約の締結によって当然に発生する使用者の義務となっている。

このように、本判決は、使用者の安全配慮義務の概念を判例法上確立させる契機となった重要な判例である。

事案の概要

1 当事者等

(1) A

Aは、自衛隊員であったが、自衛隊車両整備工場内で同僚が運転していた自動車に轢かれて死亡した。

(2) 訴えた側

訴えた(原告ら)のは、Aの両親X1およびX2(以下、この2名をまとめて「X1ら」という)である。

(3) 訴えられた側

訴えられた(被告)のは、国である。

2 事実関係の概要

Aは、昭和40年7月13日、自衛隊八戸車両整備工場内で車両整備中に、後進してきた同僚の自衛隊員Bが運転していた大型自動車に轢かれて死亡した。

国は、国家公務員災害補償法に基づきX1らに対して補償金として76万円の支給をしたが、それ以外の賠償は行わなかった。X1らも、補償金額が自動車事故一般における補償金に比べ、極めて少ないことに疑念を持ちながらも、国に対して損害賠償を請求することに思い至らず、そのような対応はとらなかった。

その後、昭和44年7月頃になり、X1らは、初めて

国に対する損害賠償を請求できることを知り、同年10月6日になって国に対して提訴した。

1 審および2 審における請求の根拠と判決

1 東京地裁(1 審)

(1) X1らの請求の根拠

X1らは、国はBが運転していた自動車の運行供用者にあたるとして、自動車損害賠償保障法第3条²⁾に基づいて739万余円の支払いを求めた。

(2) 1 審判決

1 審の東京地裁は、事故の翌日である昭和40年7月14日に、X1らが自衛隊駐屯地でAの上官から事情を聞かされていたこと等をもって、「同日には損害の発生および加害者を知ったものと言うべき」であり、提訴はこれより3年を経過して起こされているから、損害賠償請求権は時効によりすでに消滅している³⁾としてX1らの請求を認めなかった。

2 東京高裁判決(2 審)

(1) X1らの請求の根拠

X1らは、1 審で、その請求が時効の壁に阻まれたことから、2 審では、国は自衛隊員の使用者として隊員が服務するについて、隊員の安全管理に万全を期す

る義務があるのにこれを怠った責任があるとする主張を追加した。

(2) 2審判決

2審の東京高裁も、前述のX1らの安全保障義務不履行の主張に関しては、「Aは、通常の雇用関係ではなく、特別権力関係に基づいて国のため勤務していたのであるから、国は本件事故について補償法に基づく補償…以外に債務不履行に基づく損害賠償義務を負担しない」と判断した上で、1審と同じ理由でX1らの控訴を棄却した。

本判決の要旨

X1らの上告を受けて、最高裁は、以下のように述べて原判決を破棄し、原審に差し戻した。

(1) 「国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは危惧等の設置管理又は公務員が国若しくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(以下「安全配慮義務」という)を負っているものと解すべきである。」

(2) 「右のような安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随的義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるものであって、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はない。」

(3) 「国に対する右損害賠償請求権の消滅時効期間は」「民法167条1項により10年と解すべきである。」

ワンポイント解説

労災事故による負傷や疾病に対しては、被災者および遺族は、労働者災害補償保健法に基づく補償を受けることができる。しかし、これによってすべての損害が填補されるわけではない。例えば、休業した場合の平均賃金の80%を超える得べかりし賃金や慰謝料等は填補されない。そこで、労災補償で填補されない損害について賠償を求めるには、使用者に対して民事上の損害賠償請求をすることになるが、この場合の法的構成としては、理論上、不法行為構成(民法709条等)と債務不履行構成(民法415条)とがある。

一般に、不法行為構成と債務不履行構成(安全配慮義務違反)の違いとしては、①立証責任が異なる(不法行為では過失があったことを訴える側が主張立証しなければならないのに対して、債務不履行では責任がないことを使用者側が主張立証する)、②損害賠償請求権の時効期間が異なる(不法行為では3年だが、債務不履行では10年)、③遺族固有の慰謝料が異なる(不法行為では認められるが、通常債務不履行では認められない)、④遅延損害金の起算点が異

なる(不法行為は不法行為時だが、債務不履行では履行請求時)等が指摘されているが、実務上、その違いが大きく影響するのは、時効期間であろう。本件も、1審および2審では、不法行為に基づく損害賠償請求が時効によって否定されたものの、2審で債務不履行責任(安全配慮義務違反)を追加して主張したことで、最終的に最高裁で安全配慮義務違反の主張が受け入れられ、時効の壁を乗り越えた経緯がある。本判決は、労働災害に係る民事訴訟において安全配慮義務を契約上の付随義務として認めたことで、債務不履行構成による損害賠償請求の道を開いた点に意義があるといえよう。

いずれにしても、企業においては、労災事故等が発生し、後日、民事の損害賠償請求を受ける可能性があるようなケースについては、安全配慮義務違反に基づく請求(債務不履行構成による請求)を受ける可能性を考慮して、債務不履行の時効期間である10年間程度は、関係資料等を保管しておくことが望ましいであろう。

- 1) 労働契約法は、第5条で「労働者の安全への配慮」として「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定している。
- 2) 自動車損害賠償補償法は、第3条で「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」として、自動車の運行を支配し、運行による利益を享受する者(自ら自動車を運転していた者のみならず、他人に運転させて、他人の運転を通じて自動車を間接的に支配する場合を含む)にも、事故によって生じた損害を賠償させる旨規定している。
- 3) 民法724条は、不法行為の損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知ったときから3年で時効によって消滅する旨規定している。